

【平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について】

町では、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付けを次のとおり実施します。

事業（営業・農業）、不動産等の収入のある人、生命保険の満期等により所得のある人などは、期間内に申告をしてください。なお、医療費控除など、還付申告を行うことで所得税等が還付となる人の申告については、1月16日（水）から受付けておりますので、お早めの申告をお願いします。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。（詳細・平成30年12月号広報しかわ掲載）

なお、確定申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかつた場合には、税務署長が所持金額や税額を決定します。その場合、新たに加

算税が賦課される場合のほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

■所得税等確定申告期間（土曜、日曜除く。）

○受付期間

2月18日（月）
～3月15日（金）まで

○受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
※最終日3月15日（金）の受付は正午まで

○申告会場

公民館（2月15日（金）までには、還付申告のみ、税務住民課窓口で受け付けます。）

※土地、建物や株式の譲渡所得等がある人や、青色申告の人は、期間内に名寄税務署で申告ください。

詳しくは e-Tax ホームページをご参照ください。

e-Tax ホームページ

■インターネットで確定申告「e-Tax」の「利用を

クス」とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコンで、確定申告などの手続ができるシステムです。ぜひご利用ください。

なお、ご利用の際に必要な、マイナンバー（個人番号）カードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う間に交付が受けられない可能性がありますので、お早めにお手続きください。

また、所得税等の確定申告をすることが、所得税等の還付を受けるための申告をすることはできます。

国税庁において、IC

T（情報通信技術）を活用した申告の推進及び行政コストの削減の観点か

ら見直しが図られ、「確定申告書」の事前送付はされなくなります。それ

に代えて「確定申告のお知らせはがき」等が税務署から送付されますので、ご活用ください。（ただし、前年の申告で、事業

の合計額が400万円以下で、かつ、給与所得など公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、

所得税等の確定申告をする必要はありませんが、所得税等の還付を受けるための申告をするることはできます。

○操作に関して
e-Tax・作成コードヘルプデスク
☎ 0570-01-5901

■税務署から事前に送付されていた「確定申告書」が送付されなくなります。

國税庁において、IC T（情報通信技術）を活用した申告の推進及び行政コストの削減の観点から見直しが図られ、「確定申告書」の事前送付はされなくなります。それ

に代えて「確定申告のお知らせはがき」等が税務署から送付されますので、ご活用ください。（ただし、前年の申告で、事業の合計額が400万円以下で、かつ、給与所得など公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要はありませんが、所得税等の還付を受けるための申告をするることはできます。

また、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税（個人の町・道民税）の計算において、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除、寡婦（夫）控除、障害者控除、扶養控除等の各種控除などを受けようとする人は、住民税の申告が必要です。申告がない場合、控除の適用を正しく受けることができませんので、必ず忘れずに申告ください。

■公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下の確定申告、税理士関与のある書面による確定申告、住民税申告を行った人には、何も送付されません。

